

深川市告示第249号

令和8年度深川市立病院情報システムの導入事業者を次のとおり募集するので公告する。

令和8年10月7日

深川市長 田中 昌幸

1 事業名 深川市立病院情報システム導入

2 導入事業の基本的な考え方

(1) 導入事業の概要

深川市立病院（以下「当院」という。）において現在稼働中の病院情報システムは、令和2年2月の稼働以来7年が経過しようとしている。

この間、病院業務及び医療情報処理業務が質・量ともに増大し、情報の電子化およびオンライン化は進展の一途を辿っている。これまで蓄積してきたデータの一元管理と効率的再利用が可能なシステム設計、システム全体としての精度保証を保ち、かつ、さらに性能を向上させるため新たなハードウェアへの更新が必要とされている。

近年、医療を取り巻く社会情勢、医療行政も大きく変化しており、根拠に基づく質の高い医療の提供、カルテ開示等の情報提供の推進、医療安全対策の総合的推進、DX推進等による病院経営の効率化が課題とされ、それらへ対応できるシステムが必要になってきている。

更に、経営管理手法の確立など、今後の病院運営管理にかかる意思決定に必要な情報を提供する機能も必須である。

当院は、地域の基幹病院として、良質な医療の提供に努め、地域から信頼される病院を目指すために、現有システムのほぼ全体を更新し、令和8年度中に稼働を開始する予定である。

(2) 導入事業者の選定

当院にとって最適な提案を選定するため、提出された企画提案書の内容を公平かつ客観的に評価し、また提案内容、提案見積を総合的に評価し、提案者の中から評価が最も高かった者を優先交渉権者とする。

3 募集に関する事項

(1) 募集内容

当院が令和8年度において実施する「深川市立病院情報システム導入事業」に関わる設計施工、導入作業を一元的に行う事業者を募集する。

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(3) 実施要領及び作成要領

別添「深川市立病院情報システムプロポーザル実施要領」及び「深川市立病院情報システム提案書等作成要領」を参照のこと。

4 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 道内の、医療法第7条第2項第5項に規定する一般病床数191床以上の病院において、類似システムを納入した実績があること
- (3) 道内に本店、支店または営業所を有すること。
- (4) 公告の日現在において、深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号）第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人税、法人事業税）を滞納していない者であること。（納期限が到来しているものに限る。）
- (6) 深川市に納税義務がある場合で、市税を滞納していない者であること。（納期限が到来しているものに限る。）
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者でないこと。

5 手続等に関する事項

(1) 担当部課

郵便番号074-0006 深川市6条6番1号

深川市立病院 事務部管理課総務医事係

電話番号 0164-22-1101

FAX 0164-22-2689

E-mail: kanri.hp@city.fukagawa.lg.jp

(2) 参加申込に必要な書類、業務仕様書等の交付期間及び交付方法

(ア) 交付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月13日（火）まで
（土・日曜日を除く）

(イ) 交付場所

5の（1）に同じ。

または深川市立病院ホームページ (<http://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/>) からダウンロードするものとする。

なお、郵送による交付は行わない。

(3) 参加申込または提案に関する質問書の受付及び回答

(ア) 受付

令和8年10月7日（水）から令和8年10月13日（火）までの間、FAX又は電子メールの

み受け付ける。

(イ) 回答

質問に対する回答は、令和8年10月14日（水）までに参加業者全員に対して通知する。

(4) 参加申込書類の提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月13日（火）までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(イ) 提出場所

5の（1）に同じ。

(ウ) 提出方法

持参または郵送（郵便書留に限る）とする。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(エ) 提出部数

正本1部、副本1部（コピー可）を提出すること。

(オ) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に郵送により一斉通知する。

(5) 提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期間

令和8年10月15日（木）から令和8年10月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(イ) 提出場所

5の（1）に同じ。

(ウ) 提出方法

持参による提出とする。

(エ) 提出部数

提案書及び提案書概要版を20部、その他のものは正本1部、副本1部（コピー可）を提出すること。なお、デジタルデータも提出すること。

6 審査に関する事項

(1) 提案書の審査

提出された提案書について審査をし、最も適当と認められる者を最優秀提案者として特定する。

(2) 審査結果に関する通知

提案書を提出した者には、文書により審査結果を通知する。

7 その他留意事項

(1) 提出書類について本院が認めた場合を除き提出後の追加及び変更は認めない。

(2) 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。ただし、提案書は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (4) 提出された書類は情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語・通貨は日本語・日本国通貨とする。
- (6) 書類提出後、辞退する場合は、その旨を書面（様式第5号）により申し出ること。
- (7) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 参加表明書の提出をもって本件の提案意思があるものとする。
- (9) 本提案の審査は、病院情報システムの開発及び導入事業者内定（優先交渉権者決定）のために実施するものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に契約するものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングに遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者